

# 令和7年 鱒ヶ沢町農業委員会 第3回定例総会会議録

令和7年3月11日（火）午前10時00分開議  
鱒ヶ沢町役場 2階委員会室

1. 開会
2. 会期の決定
3. 会議録署名者の指名及び書記の任命
4. 諸般の報告
5. 議案の上程
6. 議案の審議（許可・承認）
7. 閉会
8. その他

◎出席委員 14名

1番 木村 賢一	9番 佐藤 松子
2番 長谷川 貴輝	10番 木村 暢子
3番 大谷 大輝	11番 工藤 修二
4番 木村 優仁	12番 工藤 文信
5番 今 仁司	13番 對馬 孝
6番 神 秀穂	14番 工藤 清
7番 神 文人	
8番 三上 三樹	

◎欠席委員 なし

事務局	1. 開会 ただ今より令和7年第3回定例総会を開会致します。 はじめに、工藤会長より挨拶をお願いします。
会長	(会長挨拶)
事務局	それではこれから会議に入ります。鯉ヶ沢町農業委員会会議規則第5条の規定により議長は会長が務めることとなっておりますので、議事は工藤会長が進行します。会長、よろしくをお願いします。
議長	ただ今の出席委員は14名中14名でございます。よって本日の定例総会は定足数に達しておりますので会議は成立致しました。 (午前10時00分)
議場	2. 会期の決定 審議に入ります。まず会期の決定を議題と致します。本日の会期は、午前10時から正午までとします。この議題にご異議ございませんか。 〔「異議なし」という声あり〕
議長	異議なしということでありますので、本日の会期は午前10時から正午までと決定致します。
議長	3. 会議録署名者の指名及び書記の任命 会議録署名者の指名及び書記の任命については本総会会議規則第14条第2項の規定により議長が指名致します。会議録署名者を1番の木村賢一委員、3番の大谷大輝委員にお願いします。 書記については事務局職員にお願いします。
事務局	4. 諸般の報告

事務局

諸般の報告を事務局お願いします。

報告第1号

令和7年2月17日  
農業委員会事務局長会議  
場 所：青森県観光物産館アスパム  
出席者：千島事務局長

報告第2号

令和7年2月17日  
農地移動適正化あっせん委員会  
場 所：鱒ヶ沢町庁議室  
出席者：木村優仁委員、須藤正義推進委員、事務局（工藤、齋藤）

報告第3号

令和7年2月17日  
農地利用最適化推進委員選考会  
場 所：鱒ヶ沢町役場 1階 会議室2  
選考委員：工藤清会長、木村賢一職務代理、木村暢子委員、佐藤松子委員  
神秀穂委員、三上三樹委員  
事務局（千島事務局長、工藤、齋藤）〈選考結果は別紙のとおり〉

報告第4号

令和7年2月25日  
農地法第3条許可申請に係る事前調査会  
場 所：大字長平町字甲音羽山地内、建石町字雲雀野地内、成沢地内  
大曲地内、小屋敷町字袖ヶ埼地内、湯舟町字七尾地内、若山地内  
（航空図面審査）  
出席者：神文人委員、大谷大輝委員  
事務局（工藤、齋藤）

報告第5号

令和7年2月25日、26日  
農業委員会会長会議・研修会  
場 所：青森市 浅虫さくら観光ホテル  
出席者：工藤会長

議長

5. 議案の上程

議案の上程を致します。

議案第10号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

議案第11号 農業経営基盤強化促進に係る農用地利用集積計画の承認について

議案第12号 「令和7年度最適化活動の目標の設定等」の設定及び公表について

以上3議案を上程致します。

議長

6. 議案の審議

議案第10号農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について事務局に説明を求めます。

事務局

それでは議案第10号の説明に入ります。5ページをお開き下さい。番号7番の詳細について説明します。

番号7番

農地の所在 大字建石町字成沢 96番

地目 登記、畑 現況、樹園地

面積 5,487 m<sup>2</sup>

外2筆で合計面積は 11,186 m<sup>2</sup>

譲渡人と譲受人は記載のとおりです。

親子間による贈与です。

番号8番

農地の所在 大字北浮田町今須 171番 3

地目 登記、現況ともに田

面積 1,633 m<sup>2</sup>

外3筆で合計面積は 19,978 m<sup>2</sup>

譲渡人と譲受人は記載のとおりです。

知人間の売買です。

番号9番

農地の所在 大字建石町字大平 200番 1

地目 登記、現況ともに田

面積 12,857 m<sup>2</sup>

外14筆で合計面積は 88,211 m<sup>2</sup>

譲渡人と譲受人は記載のとおりです。

あっせんによるの売買です。

番号10番

農地の所在 大字建石町字大平 201番 8

地目 登記、現況ともに田

面積 2,576 m<sup>2</sup>

譲渡人と譲受人は記載のとおりです。

知人間による売買です。

番号11番

農地の所在 大字湯舟町字若山 261番 4

地目 登記、現況ともに田

面積 4,370 m<sup>2</sup>

外1筆で合計面積は 8,598 m<sup>2</sup>

貸付人と借受人は記載のとおりです。

親子間の使用貸借です。

事務局

このことについて、資料8頁をごらんください。

法第3条第2項の第1号から第6号までのうち、第2項第6号をご覧ください。

番号7番については果樹を栽培をしており、所有権移転後においても同様の管理を行う計画であります。本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。

番号8番については水稻の栽培をしており、所有権移転後においても同様の管理を行う計画であります。本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。

番号9番については水稻等の栽培をしており、所有権移転後においても同様の管理を行う計画であります。本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。

番号10番については水稻等の栽培をしており、所有権移転後においても同様の管理を行う計画であります。本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。

番号11番については水稻等の栽培をしており、所有権移転後においても同様の管理を行う計画であります。本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。

なお2月25日に神文人委員、大谷大輝委員、事務局が航空写真で調査を行い、周辺の利用状況を確認しました。

その結果、農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件のすべてを満たすと考えます。

以上です。

議長

ただいまの番号9番については、あっせん委員会が開催されておりますので、当日のあっせん委員にあたった最適化推進委員の須藤正義委員より、結果報告をお願いします。

須藤 正義  
推進委員

それでは、農用地売買あっせん結果についてご報告いたします。

議案第10号9番をご覧ください。

譲渡人の住所、氏名については記載のとおりです。

譲受人の住所、氏名についても記載のとおりです。

譲渡人所有の建石町字大平200番1、登記簿地目現況ともに田、面積が12,857㎡、外14筆で合計88,211㎡の移動に関して、令和7年2月17日午前10時から、あっせん委員会を開催いたしました。

会長から指名されましたあっせん委員は私と農業委員の木村優仁委員の2名です。

本件に関して、よく事情を聞き取りし、検討した結果、双方の申し出が適正であると認められたので、売買価格を8,821,100円とすることに異議ないものとして決定し、あっせんが成立いたしました。

なお、10アール当たりでは、約10万円となります。

以上報告を終わります。

議長

それでは議案第10号について審議に入ります。

なお、質問等をする委員は挙手して委員番号と氏名を言ってから発言をするようお願いいたします。

議場	〔「異議なし」という声あり〕
議長	異議なしとのことですので、採決致します。議案第10号について原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。
議場	(全員挙手)
議長	全員賛成ですので議案第10号について、原案どおり承認することに決定しました。
議長	それでは議案第11号、農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可についてただいま承認されたもの以外について事務局に説明を求めます。
議長	<p>続きまして議案第11号、農業経営基盤強化促進に係る農用地利用集積計画の承認について事務局に説明を求めます。</p> <p>なお、番号33番については、「議事参与の制限」の規定に該当する案件がありますので、関連する私が一時退席しますので議長を暫時の間、木村賢一職務代理者と交代いたします。</p>
議場	(会長 退席)
議長 (木村職務代理)	<p>暫時の間、議長を勤めさせていただきます。</p> <p>議案第11号、農業経営基盤強化促進に係る農用地利用集積計画の承認についてのうち、番号33番について、事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、議案第11号、農業経営基盤強化促進に係る農用地利用集積計画の承認についてのうち、番号33番について説明いたします。</p> <p>番号33  農地の所在 鱈ヶ沢町大字小森町字高根山22番  地目 登記簿 田  現況 田  面積 5,448㎡  外田3筆、畑1筆で合計面積は16,768㎡です。  新規設定  利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。  利用目的 田  期間 10年  賃借料 全部で900kg(玄米)で契約しております。</p>
議長 (木村職務代理)	<p>それでは議案第10号、農業経営基盤強化促進に係る農用地利用集積計画の承認についてのうち、番号33番について、ご異議、ご質問等を許します。</p> <p>なお、質問等をする委員は挙手して委員番号と氏名を言ってから発言をするようお願いします。</p>
議場	〔「異議なし」という声あり〕
議長 (木村職務代理)	<p>異議なしとのことですので、採決致します。</p> <p>議案第11号、農業経営基盤強化促進に係る農用地利用集積計画の承認につい</p>

てのうち、番号33番について原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

議場 (全員挙手)

議長 (木村職務代理) 全員賛成ですので議案第10号、農業経営基盤強化促進に係る農用地利用集積計画の承認についてのうち、番号33番について、原案どおり承認することに決定しました

退席していた委員の着席をお願いします。  
これで議長代理を終了させていただきます。

(会長 着席)

事務局 それでは、10頁の、農業経営基盤強化促進に係る農用地利用集積計画の承認について説明いたします。

1. 所有権移転

件数 0件

地目別面積	田	0㎡
	畑	0㎡
	樹園地	0㎡
	計	0㎡

2. 利用権設定

再設定	11件	93,031㎡
新規	4件	54,630㎡
計	15件	147,661㎡

契約内訳

3年未満の契約	0筆	0㎡
3年から5年契約	1筆	5,000㎡
6年から9年契約	0筆	0㎡
10年以上の契約	53筆	142,661㎡
計	61筆	147,661㎡

貸手・借手内訳

貸手農家	15名
借手農家	12名

地目別面積

田	117,784㎡
畑	20,165㎡
樹園地	9,712㎡
計	147,661㎡

3. 総地目別面積

田	117,784㎡
畑	20,165㎡
樹園地	9,712㎡

## 4. 農地中間管理機構

出し手農家 0名  
受け手農家 0名

## 地目別面積

田 0 m<sup>2</sup>  
畑 0 m<sup>2</sup>  
樹園地 0 m<sup>2</sup>  
計 0 m<sup>2</sup>

つづきまして、詳細についてご説明致します。

## 番号34

農地の所在 鯉ヶ沢町大字中村町字中山ノ井556番

地目 登記簿 田  
現況 田

面積 404 m<sup>2</sup>

外3筆で合計面積は9,414 m<sup>2</sup>です。

新規設定

利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。

利用目的 田

期間 10年

賃借料 10a 当り 1 俵（玄米）で法定相続人と契約しております。

## 番号35

農地の所在 鯉ヶ沢町大字建石町字大平199番120

地目 登記簿 田  
現況 田

面積 6,544 m<sup>2</sup>

外4筆で合計面積は18,736 m<sup>2</sup>です。

新規設定

利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。

利用目的 田

期間 10年

賃借料 10a 当り 3,000円で契約しております。

## 番号36

農地の所在 鯉ヶ沢町大字建石町字雲雀野112番1

地目 登記簿 畑  
現況 樹園地

面積 2,447 m<sup>2</sup>

外1筆で合計面積は9,712 m<sup>2</sup>です。

新規設定

利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。

利用目的 田

期間 10年

賃借料 全部で100,000円で法定相続人と契約しております。

事務局

番号37

農地の所在 鱒ヶ沢町大字赤石町字世永222番

地目 登記簿 田

現況 田

面積 7,274㎡

再設定

利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。

利用目的 田

期間 10年

賃借料 10a 当り 1 俵（玄米）で契約しております。

番号38

農地の所在 鱒ヶ沢町大字赤石町字中坪77番1

地目 登記簿 田

現況 田

面積 92㎡

外3筆で合計面積は4,709㎡です。

再設定

利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。

利用目的 田

期間 10年

賃借料 10a 当り 1 俵（玄米）で法定相続人と契約しております。

番号39

農地の所在 鱒ヶ沢町大字一ツ森町字大谷37番

地目 登記簿 田

現況 田

面積 4,208㎡

再設定

利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。

利用目的 田

期間 10年

賃借料 10a 当り 0.5 俵（玄米）で契約しております。

番号40

農地の所在 鱒ヶ沢町大字北浮田町字外馬屋前田208番1

地目 登記簿 田

現況 田

面積 3,796㎡

外1筆で合計面積は3,873㎡です。

再設定

利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。

利用目的 田

期間 10年

賃借料 10a 当り 1 俵（玄米）で契約しております。

番号41

農地の所在 鱒ヶ沢町大字建石町字成沢148番1

地目 登記簿 畑

現況 畑

事務局

面積 11,681㎡  
再設定  
利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。  
利用目的 田  
期間 10年  
賃借料 全部で40,000円で契約しております。

番号42  
農地の所在 鱒ヶ沢町大字中村町字上清水崎227番  
地目 登記簿 田  
現況 田  
面積 1,425㎡  
外1筆で合計面積は4,965㎡です。  
再設定  
利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。  
利用目的 田  
期間 10年  
賃借料 使用貸借で契約しております。

番号43  
農地の所在 鱒ヶ沢町大字中村町字上清水崎263番1  
地目 登記簿 畑  
現況 畑  
面積 3,638㎡  
外1筆で合計面積は6,803㎡です。  
再設定  
利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。  
利用目的 田  
期間 10年  
賃借料 全部で25,000円で契約しております。

番号44  
農地の所在 鱒ヶ沢町大字中村町字上山ノ井22番2  
地目 登記簿 田  
現況 田  
面積 118㎡  
外20筆で合計面積は37,330㎡です。  
再設定  
利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。  
利用目的 田  
期間 10年  
賃借料 10a 当り1俵(玄米)で契約しております。

番号45  
農地の所在 鱒ヶ沢町大字中村町字下山ノ井44番1  
地目 登記簿 田  
現況 田  
面積 2,654㎡  
再設定  
利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。

事務局

利用目的 田  
期 間 10年  
賃借料 10a 当り 1 俵（玄米）で契約しております。

番号 4 6  
農地の所在 鱒ヶ沢町大字長平町字甲音羽山 1 4 7 番 1-a  
地 目 登記簿 田  
現 況 田  
面 積 5, 0 0 0 m<sup>2</sup>  
再設定  
利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。

利用目的 田  
期 間 5年  
賃借料 10a 当り 1 俵（玄米）で契約しております。

番号 4 7  
農地の所在 鱒ヶ沢町大字舞戸町字蒲生 4 番 1  
地 目 登記簿 田  
現 況 田  
面 積 2, 2 7 2 m<sup>2</sup>  
外 1 筆で合計面積は 4, 5 3 4 m<sup>2</sup>です。  
再設定  
利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。

利用目的 田  
期 間 10年  
賃借料 10a 当り 1 俵（玄米）で契約しております。

以上の計画内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

議長

それでは議案第 1 1 号について審議に入ります。  
議案第 1 1 号につきまして、ご異議、ご質問等を許します。  
なお、質問等をする委員は挙手して委員番号と氏名を言ってから発言をするようお願いいたします。

議場

〔「異議なし」という声あり〕

議長

異議なしとのことですので、採決致します。議案第 1 1 号について原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

議場

（全員挙手）

議長

全員賛成ですので議案第 1 1 号農業経営基盤強化促進に係る農用地利用集積計画の承認について、原案どおり承認することに決定しました。

続きまして議案第 1 2 号、「令和 7 年度最適化活動の目標の設定等」の設定及び公表について事務局に説明を求めます。

事務局

それでは議案第 1 2 号の説明に入ります。19 ページをお開き下さい。

農業委員会に関する法律第 3 7 条の規定に基づき、令和 7 年度の最適化活動の目標の設定等について設定及び公表することについて承認を求めるものであります。

事務局	<p>現制度では、毎年度、3月末までに翌年度の最適化活動の目標を設定する必要があることから、上程しております。</p> <p>令和7年度の目標につきましては、令和5年3月で設定した農地等の利用の最適化の推進に係る指針の内容を反映して、令和7年4月1日付けで設定することとなります。</p> <p>以下、目標の詳細について説明します。</p> <p>(説明)</p> <p>前年度からの変更点は21頁(1)② 今年度の新規集積面積以上です。</p>
議長	<p>それでは議案第12号について審議に入ります。</p> <p>議案第12号についてご異議、ご質問等を許します。</p> <p>なお、質問等をする委員は挙手して委員番号と氏名を言ってから発言をするようお願いいたします。</p>
議場	<p>〔「異議なし」という声あり〕</p>
議長	<p>異議なしとのことですので、採決いたします。</p> <p>議案第12号について原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
議場	<p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので議案第12号、「令和7年度最適化活動の目標の設定等」の設定及び公表について原案のとおり承認することに決定をいたします。</p>
7. 閉会	
<p>以上で本日の議案の審議は全て終了致しました。みなさんご協力ありがとうございました。</p> <p>これをもちまして令和7年第3回定例総会を閉会いたします。</p> <p>その他として事務局から連絡事項をお願いします。</p>	
8. その他	
<p>・次回の総会は4月10日(木)午前10時に開催予定。</p>	
<p>その他、特になければこれで全日程を終了いたします。</p>	
<p style="text-align: right;">会 長 工 藤 清</p> <p style="text-align: right;">会議録署名者 木 村 賢 一</p> <p style="text-align: right;">〃 大 谷 大 輝</p>	